

(R1. 6. 1 時点)

(5) 県営住宅ソピア・フラッツ条例、条例施行規則及び関連規程

- | | | |
|---|-----------------|---------------------------------|
| ア | 岐阜県県営住宅条例 | (S35. 3. 25 施行、最終改正 H31. 3. 27) |
| イ | 岐阜県県営住宅条例施行規則 | (S36. 1. 13 施行、最終改正 H31. 2. 12) |
| ウ | 県営住宅家賃等滞納整理実施要領 | (H22. 4. 1 施行、最終改正 H29. 4. 1) |

岐阜県営住宅条例

(昭和三十五年三月二十四日条例第二号)

最終改正 平成三一年 三月二七日条例第五号

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第一章の二 公営住宅等の整備（第三条の二—第三条の六）

第二章 公営住宅の管理（第四条—第三十条）

第三章 特定公共賃貸住宅の管理（第三十一条—第三十六条）

第三章の二 特別賃貸住宅の管理（第三十六条の二—第三十六条の四）

第四章 社会福祉法人等による公営住宅の使用（第三十七条—第四十一条）

第五章 駐車場の管理（第四十二条—第四十五条）

第六章 補則（第四十六条—第五十一条）

付則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、県営住宅及び共同施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公営住宅 県が設置する公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。
- 二 特定公共賃貸住宅 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第十八条第二項の規定により、県が建設及び管理を行う住宅をいう。
- 三 特別賃貸住宅 特に居住の安定を図る必要がある世帯の用に供するため、県が設置する賃貸住宅をいう（前二号に掲げるものを除く。）。
- 四 県営住宅 公営住宅、特定公共賃貸住宅及び特別賃貸住宅をいう。
- 五 共同施設 児童遊園、集会所その他県営住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設をいう。
- 六 収入 入居者及び同居者の過去一年間における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二編第二章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額（給与所得者が就職後一年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不相当である場合においては、県が公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号。以下「令」という。）第一条第三号の国土交通大臣の定めるところにより認定した額。以下「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を十二で除した額をいう。
 - イ 同居者又は所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者（以下この号において「同一生計配偶者」という。）若しくは同項第三十四号に規定する扶養親族（以下この号において「扶養親族」という。）で入居者及び同居者以外のもの一人につき三十八万円
 - ロ 同一生計配偶者が七十歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第二条第一項第三十四号の四に規定する老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき十万円
 - ハ 扶養親族が十六歳以上二十三歳未満の者である場合には、その扶養親族一人につき二十五万円
 - ニ 入居者又はイに規定する者に所得税法第二条第一項第二十八号に規定する障害者がある場合には、その障害者一人につき二十七万円（その者が同項第二十九号に規定する特別障害者である場合には、四十万円）
 - ホ 入居者又は同居者に所得税法第二条第一項第三十号に規定する寡婦（同号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていない

もの」と読み替えた場合において同号イに該当する者を含む。)又は同項第三十一号に規定する寡夫(同号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者を含む。)がある場合には、その寡婦又は寡夫一人につき二十七万円(その者の所得金額が二十七万円未満である場合には、当該所得金額)

(設置)

第三条 県営住宅を次の表のとおり設置する。

名称	位置
白木町住宅	岐阜市
近の島住宅	
加野住宅	
田神住宅	
夕陽ヶ丘住宅	
藤江住宅	大垣市
荒崎住宅	
ソピア・フラッツ	
赤保木住宅	高山市
旭ヶ丘住宅	多治見市
泉北住宅	土岐市
尾崎住宅	各務原市
宮代住宅	不破郡垂井町
北方住宅	本巣郡北方町

2 県営住宅に共同施設を設置する。

3 公営住宅、特定公共賃貸住宅及び特別賃貸住宅の区分は、知事が別に定める。

第一章の二 公営住宅等の整備

(整備基準)

第三条の二 法第五条第一項及び第二項に規定する条例で定める公営住宅及び共同施設(以下「公営住宅等」という。)の整備基準は、この章に定めるところによる。

(整備の基本方針)

第三条の三 公営住宅等は、世帯構成に応じた多様な規模の住戸を組み合わせるとともに、災害発生時の避難場所その他周辺の住民が利用可能な施設とするなど、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

2 公営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

3 公営住宅等は、耐震性、耐久性等を備え、長期にわたり良質な状態で使用できる住宅となるように整備しなければならない。

4 公営住宅等は、環境に配慮し、自然と共生するものとなるように整備しなければならない。

5 公営住宅等の建設に当たっては、当該公営住宅等の構造及び地域の実情に応じて県産材の有効活用を図るとともに、設計の標準化、合理的な工法の採用及び規格化された資材の使用に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(敷地の基準)

第三条の四 公営住宅等の敷地の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(公営住宅の基準)

第三条の五 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

2 公営住宅の一戸の床面積の合計(共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。)は、二十

五平方メートル以上とする。

- 3 公営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。
- 4 公営住宅には、次に掲げる措置が講じられていなければならない。
 - 一 防火、避難及び防犯のための適切な措置
 - 二 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置
 - 三 床及び外壁の開口部の遮音性能の確保を適切に図るための措置
 - 四 構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分の劣化の軽減を適切に図るための措置
 - 五 構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく給水、排水及びガスの設備に係る配管の点検及び補修を行うことができるための措置
 - 六 各住戸の居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置
 - 七 住戸内の各部における移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第一号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下この章において同じ。）が日常生活を支障なく営むことができるための措置
 - 八 通行の用に供する共用部分における高齢者、障害者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置
- 5 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。
- 6 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

（共同施設の基準）

第三条の六 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

- 2 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。
- 3 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。
- 4 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状態に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。
- 5 通路における階段は、高齢者、障害者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

第二章 公営住宅の管理

（入居者の資格）

第四条 公営住宅に入居しようとする者は、次の各号（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあつては、第一号、第二号、第四号及び第五号）の条件を具備する者でなければならない。

- 一 その者の入居の際の収入が、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。
 - イ その者が次のいずれかに該当する場合 二十五万九千円
 - (1) 六十歳以上であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満の者である者
 - (2) その者又は同居者のいずれかが障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
 - (3) 同居者に中学校を卒業するまでの者がある者
 - (4) 同居者である配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と婚姻の届出をした日（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ

- る者にあつては、同居を始めた日) から入居の申込みの日までの期間が二年以内である者
- (5) 同居者である婚姻の予約者と婚姻の届出をしようとする日が、入居の申込みの日から第十二条第一項の入居日以後三月を経過する日までの間である者
 - (6) 同居者に十八歳未満の者が三人以上ある者
 - (7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、規則で定める者

ロ イに掲げる場合以外の場合 十五万八千円

二 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

三 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合には、その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）であること。

四 県税（県外に住所を有する者にあつては、当該住所地の都道府県税。第三十一条及び第三十六条の二において同じ。）を滞納していないこと。

五 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（入居の申込等）

第五条 公営住宅に入居しようとする者は、規則で定めるところにより、知事に入居の申込みをしなければならない。

2 前項の入居しようとする者を公募するときは、知事は、公営住宅の所在地、戸数、規格、家賃、入居資格、申込方法、入居者の選考方法、入居時期その他必要な事項を公示するものとする。

3 前項の公募に応じて行う入居の申込みは、募集の都度一世帯一戸限りとする。

（入居者の決定）

第六条 知事は、新たに建設された公営住宅に入居の申込みをした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合は、公開の抽選によつて、入居予定者及びその二割以内の入居補欠者を抽出する。この場合において、入居補欠者については、入居順位を定めるものとする。

2 知事は、前項に規定する入居予定者について住宅に困窮する実情等の調査（以下「実情調査」という。）を行い、入居者を決定する。この場合において、入居決定者の数が入居させるべき公営住宅の戸数に満たないときは、入居補欠者について実情調査を行い、入居順位に従い入居者を決定する。

第七条 知事は、明け渡された公営住宅の補充入居を行うため、必要な時期に補充入居者を公募し、公開の抽選により入居順位を定めておかななければならない。

2 知事は、公営住宅の明渡しがあつたときは、前項に規定する補充入居者について実情調査を行い、入居順位に従い入居者を決定する。

3 第一項に規定する補充入居者の入居順位は、次期以後の公募による補充入居者の入居順位に優先する。

第八条 知事は、次の各号の一に該当する者で、速やかに公営住宅に入居させることが必要であると認めるものについては、前二条の規定にかかわらず、知事が指定した住宅に優先的に入居させることができる。

一 法第二十二条第一項に規定する事由に係る者

二 二十歳未満の子を扶養している寡婦

三 六十歳以上の者で規則で定める要件を備えているもの

四 十八歳未満の子を三人以上扶養している者

五 障害者で規則で定める要件を備えているもの

六 戦傷病者で規則で定める要件を備えているもの

七 その他知事が特に必要と認める者

（入居者の決定通知）

第九条 知事は、入居者を決定したときは、すみやかにその旨を申込者に通知しなければならない。

（入居の手続）

第十条 前条の規定により通知を受けた入居者は、通知を受けた日から十日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

一 法人又は入居者と同程度以上の収入を有する個人で知事が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。

二 第十六条に規定する敷金を納入すること。

2 知事は、入居者がやむを得ない事情により前項に規定する期間内に入居の手続をすることができないと認めるときは、当該期間を延長することができる。

3 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、第一項第一号の規定による連帯保証人の連署を免除することができる。

(入居者の決定の取消し)

第十一条 知事は、入居者が前条第一項に規定する期間内（同条第二項の規定により延長された場合を含む。）に同条第一項に規定する手続をしないときは、当該入居者の決定を取り消すことができる。

(入居日の通知等)

第十二条 知事は、入居者が第十条に規定する手続を完了したときは、速やかに公営住宅の入居日を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた入居者は、入居日から十五日以内に当該公営住宅に入居しなければならない。

3 知事は、入居者が正当な理由により前項に定める期間内に入居することができないと認めるときは、当該期間を延長することができる。

(家賃の決定)

第十三条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、第十八条第四項の規定により認定した収入の額に基づき、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、令第二条に規定する方法により知事が算出した額とする。ただし、入居者（第十八条第三項の規定により収入を把握した者を除く。以下この項において同じ。）からの収入の申告がない場合において、法第三十四条の規定による報告の請求を行つたにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第三条に規定する方法により知事が算出した額とする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第十四条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、家賃を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

一 入居者の収入が著しく低額であるとき。

二 入居者が疾病にかかつたとき。

三 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。

四 その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納入)

第十五条 入居者は、第十二条に規定する入居日から公営住宅を明け渡した日（明渡しの請求のあつたときは、明渡しの請求のあつた日（第二十六条第一項又は法第三十八条第一項の規定による請求にあつては、明渡しの期限の日又は明け渡した日のいずれか早い日））までの家賃を納入しなければならない。

2 入居者は、毎月末（月の途中で公営住宅を明け渡したときは、明け渡した日）までにその月分の家賃（月の途中で公営住宅に入居し、又は公営住宅を明け渡したときは、日割計算によつて算出した額）を納入しなければならない。

(敷金)

第十六条 入居者は、三月分の入居時の家賃に相当する金額を敷金として納入しなければならない。

2 前項の敷金は、入居者が公営住宅を明け渡したときに返還するものとする。ただし、家賃の滞納又は支払うべき損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれらを控除して返還するものとする。

3 敷金には利子をつけない。

4 第一項の敷金については、第十四条の規定を準用する。

(敷金の運用)

第十七条 敷金は、確実な金融機関への預金又は国債証券、地方債証券その他の確実な債券の応募又は買入れにあてる等安全確実な方法で運用しなければならない。

(収入の申告等)

第十八条 入居者は、毎年度、知事に対し、収入を申告しなければならない。ただし、入居者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五条の二第一項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者その他の法第十六条第四項の国土交通省令で定める者に該当する者に限る。第三項において同じ。）が収入の申告をすることが困難な事情にあると認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による収入の申告は、公営住宅法施行規則（昭和三十六年建設省令第十九号）第七条に規定する方法によるものとする。

3 知事は、第一項ただし書に規定する場合又は入居者が法第三十四条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認める場合においては、同条の規定による書類の閲覧の請求その他の法第十六条第四項の国土交通省令で定める方法により当該入居者の収入を把握するものとする。

4 知事は、第一項の規定による収入の申告又は前項の規定による収入の把握に基づき、収入の額を認定するものとする。

（入居者の費用負担義務）

第十九条 入居者は、次の各号に掲げる費用を負担しなければならない。

一 電気、ガス、水道及び下水道の使用料（共用部分の使用料を含む。）

二 汚物及びごみの処理に要する費用

三 共同施設の管理に要する費用

四 井戸、水洗便所（浄化そうを含む。）、排水管等の維持に要する費用

五 天災その他やむを得ない理由による場合を除き、破損又は汚損した建具、ガラス、畳表、給水栓、点滅器等の取替え又は修繕に要する費用

六 その他公営住宅の使用上当然入居者が負担しなければならない費用

（入居者の届出等）

第二十条 入居者は、次の各号の一に該当するときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

一 同居者が死亡し、又は退去したとき。

二 公営住宅を三十日以上使用しないとき。

2 前項第二号の公営住宅を使用しない期間が引き続き六十日を超えるときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（同居の承認）

第二十一条 入居者は、当該公営住宅の入居の際に同居を認められた親族以外の者を同居させようとするときは、知事の承認を得なければならない。

（入居の承継）

第二十二条 入居者の死亡、失そうその他の理由により同居の親族が入居を承継しようとするときは、その理由の生じた日から一月以内にその旨を知事に届け出てその承認を受けなければならない。

2 知事は、入居の承継を承認したときは、すみやかにその旨を届出者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、通知を受けた日から七日以内に第十条第一項第一号に規定する請書を提出しなければならない。

4 第十条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（模様替え等の承認）

第二十三条 公営住宅の模様替え又は増築の承認は、原状回復が容易であるときに限り与えることができるものとし、入居者が当該住宅を明け渡す際にその負担において原状回復を行う旨の条件を付するものとする。

（収入超過者等の認定）

第二十四条 知事は、毎年度、第十八条第四項の規定により認定した入居者の収入の額が第四条第一号イ又はロに規定する金額を超え、かつ、当該入居者が当該公営住宅に引き続き三年以上（法第三十一条の規定により通算される期間を含む。）入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定するものとする。

2 知事は、第十八条第四項の規定により認定した入居者の収入の額が最近二年間引き続き令第九条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が公営住宅に引き続き五年以上（法第三十一条の規

定により通算される期間を含む。) 入居している場合にあつては、当該入居者を高額所得者として認定するものとする。

(収入超過者の家賃)

第二十五条 収入超過者が支払うべき毎月の家賃は、第十三条第一項の規定にかかわらず、当該収入超過者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第八条第二項（第十八条第四項の規定により同条第三項の規定による収入の把握に基づき収入の額を認定した場合にあつては、令第八条第三項において読み替えて準用する同条第二項）に規定する方法により知事が算出した額とする。

(高額所得者に対する明渡請求)

第二十六条 知事は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該公営住宅の明渡しを請求できるものとする。

2 前項の規定による請求を受けた高額所得者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該公営住宅を明け渡さなければならない。

3 知事は、第一項の規定による請求を受けた高額所得者が、次の各号の一に該当する場合には、その者の申出により、同項の明渡しの期限を延長することができる。

一 入居者が疾病にかかつたとき。

二 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。

三 入居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。

四 その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者の家賃等)

第二十七条 高額所得者が支払うべき毎月の家賃は、第十三条第一項及び第二十五条の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 前条第一項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても公営住宅を明け渡さない場合には、知事は、同項の期限が到来した日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

3 前項の金銭については、第十四条の規定を準用する。

(家賃の特例)

第二十八条 知事は、法第四十三条第一項の規定により入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合又は法第四十四条第四項の規定により入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第十三条第一項、第二十五条又は前条第一項の規定にかかわらず、令第十二条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の明渡請求)

第二十九条 知事は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、公営住宅の明渡しを請求することができる。

一 不正の行為によつて入居したとき。

二 家賃を三月以上滞納したとき。

三 故意又は過失により公営住宅又は共同施設をき損したとき。

四 入居決定を受けた公営住宅を転貸し、その入居の権利を譲渡し、その用途を変更し、又は知事の承認を得ずに他の用途に併用したとき。

五 第二十条又は第二十一条の規定に違反したとき。

六 第二十三条の承認を得ずに公営住宅の模様替え又は増築を行つたとき。

七 正当な事由によらないで三十日以上公営住宅を使用しないとき。

八 公営住宅又はその共同施設の使用に関し、入居者の共同の利益に著しく反する行為をし、その是正のための知事の指示に従わなかつたとき。

九 他に住宅を取得し、生活の本拠を移したとき。

十 その者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

十一 法第三十五条の公営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する公営住宅を除却するため必要

があると知事が認めるとき。

- 2 前項の請求を受けた入居者は、速やかに当該公営住宅を明け渡さなければならない。
- 3 知事は、第一項第一号の規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年五分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の金銭を徴収することができる。
- 4 知事は、第一項各号（第一号及び第十一号を除く。）の規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

（みなし特定公共賃貸住宅）

第三十条 法第四十五条第二項の規定により、公営住宅を同条に規定する者に使用させる場合においては、当該公営住宅を特定公共賃貸住宅とみなし、次章の規定を適用する。

第三章 特定公共賃貸住宅の管理

（入居者の資格）

第三十一条 特定公共賃貸住宅に入居しようとする者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

- 一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号。以下「特定優良賃貸住宅規則」という。）第二十六条に規定する資格を有すること。
- 二 県税を滞納していないこと。
- 三 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

（入居者の決定の例外）

第三十二条 知事は、第三十六条で準用する第六条の規定にかかわらず、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者については、特定優良賃貸住宅規則第二十九条に定めるところにより、入居者を決定することができる。

（家賃の決定及び変更）

第三十三条 特定公共賃貸住宅の家賃は、特定優良賃貸住宅規則第二十条第一項及び第二項に規定する算出方法に準じて算出した額の範囲内で、知事が定める額とする。

2 知事は、次の各号の一に該当する場合には、特定優良賃貸住宅規則第二十条及び第二十一条に規定する算出方法に準じて算出した額の範囲内において、近傍同種の住宅の家賃水準を考慮し、前項の家賃を変更することができる。

- 一 物価の変動に伴い、家賃を変更する必要があると認めるとき。
- 二 特定公共賃貸住宅相互間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。
- 三 特定公共賃貸住宅について改良を施したとき。

（家賃の減額）

第三十四条 知事は、規則で定める期間に限り、特定公共賃貸住宅の入居者の家賃負担の軽減を図る必要があると認めるときは、別に定める入居者負担額まで家賃を減額することができる。

（特定公共賃貸住宅の明渡し）

第三十五条 知事は、特定公共賃貸住宅の入居者に対して、次条で準用する第二十九条第一項に定める場合のほか、第三十条に規定する住宅については、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障がある場合には、当該住宅の明渡しを請求することができる。

（準用）

第三十六条 第五条から第七条まで、第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条から第二十三条まで及び第二十九条（第一項第十一号を除く。）の規定は、特定公共賃貸住宅について準用する。この場合において、これらの規定中「公営住宅」とあるのは「特定公共賃貸住宅」と、「収入」とあるのは「所得」と読み替えるものとする。

第三章の二 特別賃貸住宅の管理

（入居者の資格）

第三十六条の二 特別賃貸住宅に入居しようとする者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

- 一 次のいずれかの世帯に属する者であること。
 - イ 産業集積、地域振興等のために特に居住の安定を図る必要がある世帯として規則で定めるもの
 - ロ イに掲げるもののほか、子育て世帯、高齢者世帯、障がい者世帯その他居住の安定を図る必要がある世帯として規則で定めるもの
- 二 その者及び現に同居し、又は同居しようとする者（第四号において「同居者」という。）の所得が規則で定める基準に該当すること。
- 三 県税を滞納していないこと。
- 四 その者又は同居者が暴力団員でないこと。
(家賃の決定)

第三十六条の三 特別賃貸住宅の家賃は、近傍同種の家賃水準を考慮して規則で定める額とする。
2 知事は、特別賃貸住宅の入居者の家賃負担の軽減を図る必要があると認めるときは、規則で定める入居者負担額まで家賃を減額することができる。

(準用)

第三十六条の四 第五条から第七条まで、第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条から第二十三条まで及び第二十九条（第一項第十一号を除く。）の規定は、特別賃貸住宅について準用する。この場合において、これらの規定中「公営住宅」とあるのは「特別賃貸住宅」と、「建設された」とあるのは「設置された」と、「収入」とあるのは「所得」と読み替えるものとする。

第四章 社会福祉法人等による公営住宅の使用

(社会福祉法人等への使用許可)

第三十七条 法第四十五条第一項の規定により、公営住宅を使用しようとする社会福祉法人等（同項に規定する社会福祉法人等をいう。次条において同じ。）は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の許可（以下この章において「使用許可」という。）に公営住宅の管理上必要な条件を付けることができる。

(使用料)

第三十八条 使用許可を受けた社会福祉法人等（以下「入居法人」という。）は、使用許可に係る使用期間、近傍同種の住宅の家賃以下で知事が定める額の使用料を支払わなければならない。

(報告の請求)

第三十九条 知事は、公営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、入居法人に対して、当該公営住宅の使用状況を報告させることができる。

(使用許可の取消し)

第四十条 知事は、次の各号の一に該当する場合においては、使用許可を取り消すことができる。

- 一 入居法人が使用許可の条件に違反したとき。
 - 二 公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。
- 2 前項の規定により使用許可を取り消された入居法人は、速やかに当該公営住宅を明け渡さなければならない。

(準用)

第四十一条 入居法人による公営住宅の使用については、第十五条第二項、第十六条（第四項を除く。）、第十七条、第十九条、第二十条（第一項第一号を除く。）及び第二十三条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「入居法人」と読み替えるものとする。

第五章 駐車場の管理

(駐車場の使用許可)

第四十二条 県営住宅の共同施設として整備された駐車場（以下単に「駐車場」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(駐車場使用者の資格)

第四十三条 駐車場を使用することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

- 一 県営住宅の入居者（入居法人を含む。以下この章及び次章において「入居者」という。）又

は同居者であること。

二 入居者又は同居者が、自ら使用する自動車を保管するため駐車場を必要としていること。
(駐車場の使用料)

第四十四条 第四十二条の許可(次条において「使用許可」という。)を受けて駐車場を使用する入居者は、一台当たり月額千六百五十円(知事が別に定める駐車場にあつては、三千三百円)を使用料として納入しなければならない。

2 入居者が、月の途中で前項の使用を始め、又は使用を終えた場合の使用料の額は、同項に規定する額とする。

3 入居者は、毎月末(月の途中で使用しなくなる時は、使用しなくなる日)までにその月分の使用料を納入しなければならない。

4 知事は、特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

(許可の取消し等)

第四十五条 知事は、駐車場を使用する者が次の各号の一に該当する場合には、使用許可を取り消すことができる。

一 不正の行為により使用許可を得たとき。

二 第四十三条に規定する資格を失つたとき。

三 正当な事由なく前条の使用料を納入しないとき。

四 その他駐車場の管理上必要があるとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消された者は、速やかに当該駐車場を明け渡さなければならない。

第六章 補則

(住宅監理員及び住宅管理人)

第四十六条 知事は、県営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、県営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与えるため、住宅監理員を置くものとする。

2 知事は、住宅監理員の職務を補助させるため、住宅管理人を置くことができる。

3 住宅管理人は、住宅監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告その他入居者との連絡に関する事務を行なう。

4 前三項に規定するもののほか、住宅監理員及び住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

(検査)

第四十七条 入居者は、県営住宅を明け渡そうとするときは、すみやかにその旨を知事又は住宅監理員に届け出てその検査を受けなければならない。

第四十八条 知事は、県営住宅の管理上必要があると認めるときは、その職員をして県営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している県営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該県営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第一項の規定により検査に当たる職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(管理の特例)

第四十九条 知事は、法第四十七条第一項の規定により、公営住宅又は共同施設の管理(家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。以下この条において同じ。)を市町村又は岐阜県住宅供給公社に行わせるものとする。

2 前項の規定により市町村又は岐阜県住宅供給公社が公営住宅又は共同施設の管理を行う場合において、知事に代わつて行うことができる権限は、次に掲げるとおりとする。

一 第五条第二項及び第七条第一項の規定により入居者を公募し、又は第八条の規定により特定の者を公営住宅に入居させること。

二 第六条第二項及び第七条第二項の規定により実情調査を行い若しくは入居者を決定し、又は第九条の規定により入居者に通知すること。

三 第十条第一項第一号の規定により連帯保証人を適当と認め、同条第二項の規定により期間を延長し、又は同条第三項の規定により連帯保証人の連署を免除すること。

四 第十一条の規定により入居者の決定を取り消すこと。

- 五 第十二条第一項の規定により入居日を通知し、又は同条第三項の規定により期間を延長すること。
- 六 第二十条第一項の規定により届出を受理し、又は同条第二項の規定により承認をすること。
- 七 第二十一条から第二十三条までの規定による入居者又は同居者に対する承認をすること。
- 八 第二十六条第一項の規定により高額所得者に対し明渡しを請求し、又は同条第三項の規定により期限を延長すること。
- 九 第二十六条第一項の規定による明渡しの請求に関し入居者の収入の状況について報告を求め、又は書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めること。
- 十 第二十九条第一項の規定により入居者に対し明渡しを請求すること。
- 十一 第四十六条第一項の規定により住宅監理員を置くこと。

3 第一項の規定により公営住宅又は共同施設の管理を市町村又は岐阜県住宅供給公社に行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第五条第一項及び第二項、第六条、第七条第一項及び第二項、第八条から第十一条まで、第十二条第一項及び第三項、第二十条、第二十一条、第二十二条第一項及び第二項、第二十六条第一項及び第三項、第二十九条第一項並びに第四十六条第一項及び第二項中「知事」とあるのは「市町村長又は岐阜県住宅供給公社理事長」と読み替えるものとする。

(指定管理者の指定)

第四十九条の二 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、特別賃貸住宅及びその共同施設（以下「特別賃貸住宅等」という。）の管理を知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- 2 前項の規定による指定を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより、特別賃貸住宅等の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添付した申請書を作成し、知事に申請しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請が次の各号のいずれにも該当する者のうちから最も適当な者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
 - 一 入居者が特別賃貸住宅等を平等に利用するために必要な措置が講じられていること。
 - 二 特別賃貸住宅等の管理に関する事業計画が、特別賃貸住宅等の適正な管理のために適切なものであること。
 - 三 前号の事業計画の適正な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有する者であること。
- 4 第二項の規定による申請をした者が地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者である場合は、前項の規定による指定をしないものとする。
- 5 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 6 第一項の規定により特別賃貸住宅等の管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第三十六条の四において準用する第五条第一項及び第二項、第六条第一項、第七条第一項、第十二条第一項並びに第二十条第一項並びに第四十六条第一項及び第二項中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の指定の取消し等)

第四十九条の三 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第三項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 特別賃貸住宅等の管理の業務又は経理の状況に関し、知事が必要と認めてする指示に従わないとき。
- 二 前条第三項各号のいずれかに該当しなくなつたとき。
- 三 第四十九条の五各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

(業務の範囲)

第四十九条の四 特別賃貸住宅等の管理に関し、指定管理者が行う業務の範囲は、第三十六条の四において準用する第五条第一項及び第二項、第六条第一項、第七条第一項、第十二条第一項並び

に第二十条第一項並びに第四十六条第一項及び第二項に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。

- 一 入居及び明渡しの手続に関すること。
- 二 家賃の収納に関すること。
- 三 特別賃貸住宅等の維持管理に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。

(管理の基準)

第四十九条の五 指定管理者が行う特別賃貸住宅等の管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 関係法令及び条例の規定を遵守し、特別賃貸住宅の入居者に対する適切なサービスの提供及び特別賃貸住宅等の適切な維持管理を行うこと。
- 二 特別賃貸住宅等の管理に従事している者又は従事していた者が、当該管理に関して知ることのできた個人に関する情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要な措置を講ずること。

(事業計画書の提出等)

第四十九条の六 指定管理者は、毎事業年度、特別賃貸住宅等の管理に関する事業計画書を作成し、当該事業年度の開始前に、知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(管理の休廃止)

第四十九条の七 指定管理者は、やむを得ない理由により特別賃貸住宅等の管理の業務を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

(公示)

第四十九条の八 知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 第四十九条の二第三項の規定による指定をしたとき。
- 二 第四十九条の二第五項の規定による届出があつたとき。
- 三 第四十九条の三の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 四 前条の承認をしたとき。

(罰則)

第五十条 詐欺その他不正の行為により県営住宅の家賃(第三十八条の使用料を含む。)又は駐車場の使用料の全部若しくは一部の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料に処する。

(委任)

第五十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 岐阜県県営住宅管理条例(昭和三十二年四月岐阜県条例第三号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

付 則(昭和三十七年十二月二十七日条例第四十六号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際既にこの条例による改正前の条例第十九条第二号の規定による届出をした者については、この条例による改正後の条例第十九条第二項の規定による承認を受けたものとみなす。

付 則(昭和三十九年三月二十四日条例第二十二号)

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

付 則(昭和三十九年三月二十二日条例第三号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和四十二年七月二十日条例第三十二号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、既にこの条例による改正前の岐阜県県営住宅条例第七条の規定による入居補欠者は、この条例による改正後の同条例第八条第一項の規定による補充入居者とみなす。

付 則(昭和四十三年八月十二日条例第二十九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十五年三月二十八日条例第十八号）

改正

昭和四九年三月二九日条例第二〇号

昭和五〇年三月二五日条例第一六号

昭和五二年三月三〇日条例第一四号

昭和五七年一二月二五日条例第二七号

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年三月二十日条例第十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十七年三月三十一日条例第十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十八年三月三十日条例第十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年三月二十九日条例第二十号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 岐阜県県営住宅条例の一部を改正する条例（昭和四十五年岐阜県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和四十九年十二月二十六日条例第四十六号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、尾崎住宅について既に行われた手続その他の行為は、改正後の岐阜県県営住宅条例及びこれに基づく規則の規定により行われた手続その他の行為とみなす。

附 則（昭和五十年三月二十五日条例第十六号）

1 この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

2 岐阜県県営住宅条例の一部を改正する条例（昭和四十五年岐阜県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和五十二年三月三十日条例第十四号）

1 この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。

2 岐阜県県営住宅条例の一部を改正する条例（昭和四十五年岐阜県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和五十四年三月二十二日条例第十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十四年十月九日条例第三十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十七年十二月二十五日条例第二十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十三年三月二十九日条例第十三号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項の表及び同条第二項の改正規定は、昭和六十三年八月一日から施行する。

附 則（平成三年七月十六日条例第二十一号抄）

（施行期日）

第一条 この条例は、平成三年十月一日から施行する。（後略）

（岐阜県県営住宅条例の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この条例による改正後の岐阜県県営住宅条例第十八条の二第一項の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成七年七月五日条例第三十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月二十五日条例第五号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成九年十月八日条例第十九号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。
（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において現に公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の規定に基づいて供給された公営住宅（次項において「旧法住宅」という。）に入居している者の平成十年度から平成十二年度までの家賃の額は、その者に係る改正後の岐阜県県営住宅条例（以下「新条例」という。）第十三条第一項本文又は第十四条若しくは第二十八条の規定による家賃の額が改正前の岐阜県県営住宅条例（以下「旧条例」という。）第十三条又は第十四条の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第十三条第一項本文又は第十四条若しくは第二十八条の規定による家賃の額から旧条例第十三条又は第十四条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第十三条又は第十四条の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る新条例第二十五条若しくは第二十七条第一項又は第十四条若しくは第二十八条の規定による家賃の額が旧条例第十三条又は第十四条の規定による家賃の額に旧条例第二十二條の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては新条例第二十五条若しくは第二十七条第一項又は第十四条若しくは第二十八条の規定による家賃の額から旧条例第十三条又は第十四条の規定による家賃の額及び旧条例第二十二條の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第十三条又は第十四条の規定による家賃の額及び旧条例第二十二條の規定による割増賃料の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成十年度	〇・二五
平成十一年度	〇・五
平成十二年度	〇・七五

- 3 施行日において現に旧法住宅に旧条例第十九条第一項の規定により知事に届け出て同居している者は、新条例第二十一条の承認を受けたものとみなす。
- 4 施行日前に旧条例の規定によってした請求、手続その他の行為は、新条例の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（平成十二年三月二十四日条例第二号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年十二月二十七日条例第六十八号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第八条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に一号を加える改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年十月六日条例第六十二号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年十二月十八日条例第五十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十七日条例第三十六号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年七月十日条例第五十四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十四年八月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第四十九条の次に七条を加える改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 施行日前から引き続きソピア・フラッツに入居している者については、施行日において、改正後の第三十六条の四において準用する第六条第二項の規定による入居者の決定がなされ、かつ、改正後の岐阜県県営住宅条例の規定により入居した者とみなす。

- 3 前項の場合において、当該入居している者は、別に知事が通知する期間内に、連帯保証に係る請書の提出、敷金の納入その他改正後の岐阜県営住宅条例において入居者が行うべき必要な手続に相当すると知事が認める手続を履行しなければならない。

(準備行為)

- 4 改正後の第四十九条の二第三項の規定による指定及びこれに関し必要な行為は、附則第一項ただし書に規定する施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成二十四年十月二日条例第七十号)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百九十一号）附則第五条各号に掲げる者に係る改正後の第二十四条第一項及び第二十五条の規定の適用については、平成二十六年三月三十一日までの間は、同項中「第四条第一号イからハマまでに規定する金額」とあるのは「二十六万八千円（公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百九十一号）による改正前の令第八条第一項第三号に掲げる場合にあつては、二十万円）」と、第二十五条中「令第八条第二項」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百九十一号）による改正前の令第八条第二項」と読み替えるものとする。

附 則 (平成二十六年三月二十日条例第九号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月二十九日条例第三十五号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年十月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に公営住宅に入居している者の家賃の算定の基礎となる収入の計算については、平成二十九年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の岐阜県営住宅条例（次項において「新条例」という。）第二条第六号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に公営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る新条例第四条第一号に規定する収入の条件は、新条例第二条第六号の規定にかかわらず、なお従前の例による。公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二十二条第一項に規定する事由がある場合において同日前に公営住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該公営住宅の入居の申込みをした者に係る新条例第四条第一号に規定する収入の条件についても、同様とする。

附 則 (平成二十八年十二月二十日条例第六十号)

- 1 この条例は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成二十九年一月規則第二号で、同二十九年一月四日から施行）
- 2 この条例の施行の日前に公営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る公営住宅の入居者の資格については、改正後の岐阜県営住宅条例第四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二十二条第一項に規定する事由がある場合において同日前に公営住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該公営住宅の入居の申込みをした者に係る公営住宅の入居者の資格についても、同様とする。

附 則 (平成二十九年十月十八日条例第四十号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年十二月十九日条例第四十六号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、第十三条第一項及び第十八条第一項から第三項までの改正規定、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定、第二十四条第一項の改正規定（「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改める部分に限る。）並びに第二十四条第二項及び第二十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に公営住宅に入居している者に係る収入超過者の認定の基準については、平成三十年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の岐阜県公営住宅条例（次項において「新条例」という。）第二十四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に公営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る収入の条件については、新条例第四条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二十二条第一項に規定する事由がある場合において同日前に公営住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該公営住宅の入居の申込みをした者に係る収入の条件についても、同様とする。

附 則（平成三十年三月二十二日条例第三十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十七日条例第五号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

岐阜県公営住宅条例施行規則
(昭和三十六年一月十三日規則第六号)

最終改正 平成三一年 二月一二日規則第四号

目次

- 第一章 総則（第一条）
 - 第二章 公営住宅の管理（第一条の二―第十七条）
 - 第三章 特定公共賃貸住宅の管理（第十八条―第二十一条）
 - 第三章の二 特別賃貸住宅の管理（第二十一条の二―第二十一条の四）
 - 第四章 社会福祉法人等による公営住宅の使用（第二十二条―第二十六条）
 - 第五章 補則（第二十七条―第三十一条）
- 付則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、岐阜県公営住宅条例（昭和三十五年岐阜県条例第二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 公営住宅の管理

（入居者の資格）

第一条の二 条例第四条の高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

- 一 六十歳以上の者
- 二 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度であるもの
 - イ 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一級から四級までのいずれかに該当する程度
 - ロ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に規定する一級から三級までのいずれかに該当する程度
 - ハ 知的障害 ロに規定する精神障害の程度に相当する程度
- 三 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症であるもの
- 四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- 五 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）附則第二条に規定する支援給付を含む。）を受けている者
- 六 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの

- 七 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第二条に規定するハンセン病療養所入所者等
 - 八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第二項に規定する被害者でイ又はロのいずれかに該当するもの
 - イ 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者
 - ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項（同法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの
 - 九 被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十条の規定により公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第二十三条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者
- 2 条例第四条第一号イ（2）の規則で定める程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める障害の程度であるものとする。
- 一 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第五号の一級から四級までのいずれかに該当する程度
 - 二 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項に規定する一級又は二級のいずれかに該当する程度
 - 三 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度
- 3 条例第四条第一号イ（7）の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 公営住宅に入居しようとする者又は同居親族（現に同居し、又は同居しようとする親族をいう。以下同じ。）のいずれかが第一項第三号、第四号、第六号又は第七号の規定に該当する者
 - 二 法第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十二条第一項の規定による国の補助に係る公営住宅又は法第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる公営住宅に入居しようとする者（当該災害発生の日から三年間は、当該災害により住宅を失つた者に限る。）

（入居の申込み）

第二条 条例第五条の規定による公営住宅の入居の申込み（第十条において「入居の申込み」という。）は、県営住宅入居申込書（別記第一号様式）を知事に提出することにより行うものとする。

- 2 県営住宅入居申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 次のいずれかの書類
 - イ 個人番号届出書（別記第一号様式の二）及び同意書（別記第一号様式の三）
 - ロ 収入を証する書類
 - 二 納税証明書その他の県税を滞納していないことを証する書類
 - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（優先入居の取扱い）

第三条 条例第八条第三号の規則で定める要件は、同居親族を有し、かつ、同居親族の全てが、配偶者、十八歳未満の者、六十歳以上の者又は身体障害者その他の優先的な入居を認めるにつき特別の理由があると認められる者であることとする。

- 2 条例第八条第五号の規則で定める要件は、第一条の二第一項第二号に掲げる者（同居

親族にこれらの者がいる者を含む。) であることとする。

- 3 条例第八条第六号の規則で定める要件は、第一条の二第一項第三号に掲げる者(同居親族にこれらの者がいる者を含む。) であることとする。

(入居者の決定通知)

第四条 条例第九条の規定による入居者の決定通知は、別記第二号様式によるものとする。

(請書)

第五条 条例第十条第一項第一号の規定による請書は、別記第三号様式によるものとする。

(連帯保証人の変更)

第六条 入居者は、連帯保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定その他の理由により知事が当該連帯保証人を不適当と認めたときは、新たに連帯保証人を定め、連帯保証人変更届(別記第三号様式の二)及び前条の請書を知事に提出しなければならない。

- 2 入居者は、連帯保証人が、法人にあつてはその主たる事務所の所在地を、個人にあつては住所又は勤務先を変更したときは、遅滞なく別記第四号様式により知事に届け出なければならない。

(入居許可取消通知)

第七条 知事は、条例第十一条の規定により公営住宅の入居者の決定を取り消した場合には、入居決定取消通知書(別記第五号様式)により通知するものとする。

(入居日の通知)

第八条 条例第十二条第一項の規定による公営住宅の入居日の通知は、別記第六号様式によるものとする。

(減免申請書等)

第九条 条例第十四条(条例第十六条第四項及び第三十六条の四において準用する場合を含む。)の規定により家賃又は敷金の減免を受けようとする者は、家賃・敷金減免申請書(別記第七号様式)を、家賃又は敷金の徴収猶予を受けようとする者は、家賃・敷金徴収猶予申請書(別記第八号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請があつた場合において、知事は、家賃又は敷金の減免又は徴収猶予を必要と認めたときは、家賃・敷金減免承認書(別記第九号様式)又は家賃・敷金徴収猶予承認書(別記第十号様式)を申請者に交付するものとする。

(収入の申告等)

第十条 条例第十八条第一項の規定による収入の申告は、収入報告書(別記第十一号様式)により、毎年七月末日までにしなければならない。ただし、新たに公営住宅に入居した者(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。)第四十条第一項又は第四十四条第四項に規定する入居者を除く。次項において「新規入居者」という。)であつて、入居の申込みの際に第二条第一項の県営住宅入居申込書に同条第二項第一号イに掲げる書類を添付したものについては、入居した年度に限り、当該報告書を提出したものとみなす。

- 2 前項の規定にかかわらず、新規入居者であつて、入居の申込みの際に第二条第一項の県営住宅入居申込書に同条第二項第一号ロに掲げる書類を添付したものについては、入居した年度に限り、次の各号のいずれかの書類の提出をもつて当該報告書の提出に代えるものとする。

一 個人番号届出書(別記第一号様式の二)

二 収入を証する書類

- 3 知事は、第一項の収入の申告、法第三十四条に規定する収入状況の報告請求等又は条例第十八条第三項の規定による収入の把握により認定した収入の額を、家賃通知書(別記第十二号様式)により入居者に通知するものとする。

- 4 前項の収入の額について意見のある者は、その理由を証する書類を添えて、収入の認定に対する意見申出書(別記第十三号様式)を、同項の通知を受けた日から一月以内に知事に提出することができる。この場合において、当該意見に理由があると認めるとき

は、知事は、当該収入の額を更正するものとする。

- 5 前各項に定めるもののほか、収入の申告及び認定に関し必要な事項は、別に定める。
(入居者の届出等)

第十一条 条例第二十条第一項第一号の規定による同居人の死亡又は退去の届出は、別記第十四号様式によるものとする。

- 2 条例第二十条第一項第二号の規定による公営住宅を使用しないときの届出は、別記第十五号様式によるものとする。

- 3 条例第二十条第二項の規定による住宅使用一時中止の承認は、別記第十六号様式によるものとする。

(同居の承認)

第十二条 入居者は、条例第二十一条に規定する同居の承認を受けようとする場合は、同居承認申請書(別記第十七号様式)を知事に提出しなければならない。

(入居承継の承認届)

第十三条 条例第二十二条第一項の規定による入居承継の届出は、別記第十八号様式によるものとする。

- 2 条例第二十二条第二項の規定による入居の承継承認の通知は、別記第十九号様式によるものとする。

(模様替え等の承認)

第十四条 条例第二十三条の規定による模様替え又は増築の承認を受けようとする者は、県営住宅模様替え(増築)承認申請書(別記第二十号様式)を知事に提出しなければならない。

(収入超過者に対する通知等)

第十五条 知事は、条例第二十四条第一項の規定により入居者を収入超過者として認定した場合には、その旨を別記第二十一号様式により当該入居者に通知するものとする。

- 2 知事は、第十条第四項の規定により更正された収入の額が条例第二十四条第一項の金額を超えないときは、前項の認定を取り消すものとする。

- 3 前二項の規定は、高額所得者について準用する。この場合において、第一項中「第二十四条第一項」とあるのは「第二十四条第二項」と、「別記第二十一号様式」とあるのは「別記第二十二号様式」と、前項中「第二十四条第一項」とあるのは「第二十四条第二項」と読み替えるものとする。

(高額所得者に対する明渡請求)

第十六条 条例第二十六条第一項の規定による公営住宅の明渡請求は、高額所得者に対する公営住宅明渡請求書(別記第二十三号様式)を交付して行うものとする。

(明渡期限の延長申請等)

第十七条 条例第二十六条第三項の規定により明渡期限の延長を申し出ようとする者は、公営住宅明渡期限延長申請書(別記第二十四号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請があつた場合において知事は、明渡期限の延長を必要と認めたときは、公営住宅明渡期限延長承認書(別記第二十五号様式)を申請者に交付するものとする。

第三章 特定公共賃貸住宅の管理

(入居者の資格)

第十八条 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成五年建設省令第十六号。以下「特定優良賃貸住宅規則」という。)第二十六条第四号から第六号までに規定する地方公共団体の長が定める額は、四十八万七千円とする。

(家賃の減額)

第十九条 条例第三十四条の規則で定める期間は、特定公共賃貸住宅の供用開始の日から二十年間とする。

- 2 条例第三十四条の入居者負担額は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令第二条第一号及び第二号に規定する国土交通大臣が定める算定の方法(平成五年建設

省告示第千六百二号)により、算定した額とする。

(家賃の減額申請等)

第二十条 条例第三十四条の規定による家賃の減額を受けようとする入居者は、特定公共賃貸住宅家賃減額申請書(別記第二十六号様式)により、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請があつた場合において、軽減を図る必要があると認めるときは、特定公共賃貸住宅家賃減額承認書(別記第二十七号様式)により当該入居者に通知するものとする。

(準用)

第二十一条 第二条、第四条から第九条まで及び第十一条から第十四条までの規定は、特定公共賃貸住宅について準用する。

第三章の二 特別賃貸住宅の管理

(入居者の資格)

第二十一条の二 条例第三十六条の二第一号イの規則で定めるものは、ソフトピアジャパンセンター条例(平成七年岐阜県条例第四十六号)第一条に規定するソフトピアジャパンセンターの施設内及びその周辺地域で知事が別に定める地域に所在する事務所若しくは事業所に勤務する者又は当該事務所若しくは事業所で事業を行う個人がある世帯とする。

2 条例第三十六条の二第一号ロの規則で定めるものは、次に掲げる世帯とする。

一 子育て世帯 同居親族に十八歳未満の者がある世帯

二 高齢者世帯 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十五号)第五条に掲げる要件を満たす者がある世帯

三 障がい者世帯 第一条の二第二号から第四号まで及び第六号から第八号までの規定に該当し、かつ、同居親族がある世帯又は同居親族に同条第二号から第四号まで及び第六号から第八号までの規定に該当する者がある世帯

四 その他特に居住の安定を図る必要があるものとして知事が認める世帯

3 条例第三十六条の二第二号の規則で定める基準は、入居者及び同居者の過去一年間における所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二編第二章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額(給与所得者が就職後一年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不相当である場合においては、知事が認定した額。以下この項において「所得金額」という。)の合計から次に掲げる額を控除した額を十二で除した額(以下この章において「所得」という。)が十五万八千円以上四十八万七千円以下とする。

一 同居者又は所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者(以下この項において「同一生計配偶者」という。)若しくは同項第三十四号に規定する扶養親族(以下この項において「扶養親族」という。)で入居者及び同居者以外のもの一人につき三十八万円

二 同一生計配偶者が七十歳以上の者である場合又は扶養親族に所得税法第二条第一項第三十四号の四に規定する老人扶養親族がある場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき十万円

三 扶養親族が十六歳以上二十三歳未満の者である場合には、その扶養親族一人につき二十五万円

四 入居者又は第一号に規定する者に所得税法第二条第一項第二十八号に規定する障害者がある場合には、その障害者一人につき二十七万円(その者が同項第二十九号に規定する特別障害者である場合には、四十万円)

五 入居者又は同居者に所得税法第二条第一項第三十号に規定する寡婦又は同項第三十一号に規定する寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫一人につき二十七万円(その者の所得金額が二十七万円未満である場合には、当該所得金額)

4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、条例第三十六条の二第二号の規則で定める基準を満たすものとする。

一 所得が十五万八千円に満たない者のうち、就職等により所得の上昇が見込まれる者であつて、特別賃貸住宅に入居させることが適当であると知事が認めるもの

二 災害により滅失した住宅に居住していた者であつて、特別賃貸住宅に入居させることが適当であると知事が認めるもの（所得が四十八万七千円以下の者に限る。）

三 前号に掲げる者のほか、災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において特別賃貸住宅に入居させることが適当であると知事が認める者（所得が四十八万七千円以下の者（十五万八千円に満たない者にあつては、所得の上昇が見込まれる者）に限る。）

（特別賃貸住宅の家賃等）

第二十一条の三 条例第三十六条の三第一項の規則で定める額は、次の表のとおりとする。

住宅名	部屋種別		床面積（平方メートル）	金額（円）
ソピア・フラッツ	単身用	一DK	二五・六三	三九、六〇〇
		二DK	四〇・八二	四六、八〇〇
	単身用・世帯用	一LDK	五一・二七	五一、二〇〇
		二DK	五一・二七	五一、二〇〇
		一LDK	五五・〇七	五五、〇〇〇
		二DK	五五・〇七	五五、〇〇〇
	世帯用	三LDK	七六・九〇	六七、八〇〇

2 条例第三十六条の三第二項の規則で定める入居者負担額は、次の表のとおりとする。

住宅名	部屋種別		床面積（平方メートル）	所得の区分	金額（円）
ソピア・フラッツ	単身用	一DK	二五・六三	二三八、〇〇〇円未満	二九、七〇〇
				二三八、〇〇〇円以上	三一、二〇〇
				二六八、〇〇〇円未満	
				二六八、〇〇〇円以上	三二、九〇〇
				三二二、〇〇〇円未満	
				三二二、〇〇〇円以上	三五、四〇〇
				四四五、〇〇〇円未満	
				四四五、〇〇〇円以上	三九、三〇〇
				六〇一、〇〇〇円未満	
				六〇一、〇〇〇円以上	家賃の額に同じ。
	二DK	四〇・八二	二三八、〇〇〇円未満	三九、二〇〇	
			二三八、〇〇〇円以上	四一、五〇〇	

			上	二六八、〇〇〇円未		
			満			
			二六八、〇〇〇円以	四四、二〇〇		
				上	三二二、〇〇〇円未	
				満		
				三二二、〇〇〇円以	家賃の額に同じ。	
	単身 用・世帯 用	一LDK	五一・二七	上	二三八、〇〇〇円未	四五、四〇〇
				満		
				二三八、〇〇〇円以	四八、三〇〇	
				上	二六八、〇〇〇円未	
				満		
				二六八、〇〇〇円以	家賃の額に同じ。	
		二DK	五一・二七	上	二三八、〇〇〇円未	四五、四〇〇
				満		
二三八、〇〇〇円以				四八、三〇〇		
			上	二六八、〇〇〇円未		
			満			
			二六八、〇〇〇円以	家賃の額に同じ。		
	一LDK	五五・〇七	上	二三八、〇〇〇円未	四八、八〇〇	
			満			
			二三八、〇〇〇円以	五一、九〇〇		
			上	二六八、〇〇〇円未		
			満			
			二六八、〇〇〇円以	家賃の額に同じ。		
	二DK	五五・〇七	上	二三八、〇〇〇円未	四八、八〇〇	
			満			
			二三八、〇〇〇円以	五一、九〇〇		
			上	二六八、〇〇〇円未		
			満			
			二六八、〇〇〇円以	家賃の額に同じ。		
世帯用	三LDK	七六・九〇	上	二三八、〇〇〇円未	六三、六〇〇	
			満			
			上	二三八、〇〇〇円以	家賃の額に同じ。	

(準用)

第二十一条の四 第二条、第四条から第九条まで、第十一条から第十四条まで及び第二十

条の規定は、特別賃貸住宅について準用する。この場合において、別記第一号様式、別記第七号様式及び別記第九号様式中「収入」とあるのは「所得」と読み替えるものとする。

第四章 社会福祉法人等による公営住宅の使用

(使用許可の申請の手続)

第二十二条 条例第三十七条第一項の規定により公営住宅の使用許可(以下この章において「使用許可」という。)を受けようとする者は、公営住宅使用許可申請書(別記第二十八号様式)により知事に申請しなければならない。

2 公営住宅使用許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令(平成八年厚生省・建設省令第一号)第一条に規定する事業(以下「援助事業」という。)を運営すること又は運営する見込みであることを証する書類

二 当該公営住宅における援助事業の対象者の名簿

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(使用許可の期間)

第二十三条 使用許可の有効期間は、一年を超えない範囲内で知事が定める期間とする。

(使用許可書の交付)

第二十四条 知事は、使用許可を認めた場合は、公営住宅使用許可書(別記第二十九号様式)を申請者に交付するものとする。

(申請内容の変更)

第二十五条 使用許可を受けた者は、第二十二条第一項の規定による申請又は同条第二項の規定により添付する書類の内容に変更が生じたときは、速やかに知事に届け出なければならない。

(準用)

第二十六条 第十一条第二項及び第三項並びに第十四条の規定は、社会福祉法人等による公営住宅の使用について準用する。

第五章 補則

(駐車場の使用)

第二十七条 条例第四十二条の規定により駐車場の使用許可を受けようとする者は、駐車場使用許可申請書(別記第三十号様式)を知事に提出しなければならない。

2 条例第四十四条第一項に規定する知事が別に定める駐車場は、北方住宅に係る駐車場のうち、地上階に設置する駐車場とする。

3 駐車場の使用について必要な事項は、別に定める。

(明渡届)

第二十八条 条例第四十七条の規定による住宅明渡しの届出は、別記第三十一号様式によるものとする。

(立入検査身分証明書)

第二十九条 条例第四十八条第三項の規定による検査に当たる職員の身分を示す証票は、別記第三十二号様式によるものとする。

(共同施設)

第三十条 共同施設は、県営住宅入居者の相互の親ぼく、福利厚生、文化教養等に使用することができる。

2 共同施設は、次の各号の一に該当する場合は、使用できない。ただし、知事が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

一 政治活動、選挙運動又は宗教活動を目的とするとき。

二 営利を目的とするとき。

三 宿泊の用に供するとき。

四 他の入居者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

3 共同施設の使用手続その他共同施設に関し必要な事項は、別に定める。

(管理の特例)

第三十一条 条例第四十九条第一項の規定により公営住宅又は共同施設の管理を市町村又は岐阜県住宅供給公社に行わせる場合におけるこの規則の規定の適用については、第二条、第六条、第七条、第十二条、第十四条及び第十七条中「知事」とあるのは「市町村長又は岐阜県住宅供給公社理事長」と、別記第一号様式から別記第六号様式まで、別記第十四号様式から別記第二十号様式まで及び別記第二十三号様式から別記第二十五号様式までの様式中「岐阜県知事」とあるのは「市町村長又は岐阜県住宅供給公社理事長」と読み替えるものとする。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 岐阜県県営住宅管理条例施行規則(昭和三十二年五月岐阜県規則第二十七号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

3 旧規則による許可証の交付、入居請書の提出その他の手続は、この規則の相当規定によりしたものとみなす。

付 則 (昭和三十八年三月二十六日規則第二十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和四十年四月十三日規則第三十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和四十三年七月二日規則第八十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和四十三年十一月五日規則第百十四号)

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十五年四月一日規則第四十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十年二月一日規則第十号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十年三月三十一日規則第二十四号)

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十年十一月十一日規則第百三十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十二年四月一日規則第五十号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十四年四月一日規則第三十七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十四年十一月一日規則第百十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十七年四月一日規則第四十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十八年二月二十二日規則第四号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の岐阜県県営住宅条例施行規則第六条の二の規定は、昭和五十七年八月一日以後の申請に係る割増賃料の減免又は徴収猶予について適用する。

附 則 (昭和六十一年七月一日規則第五十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六十三年四月一日規則第二十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年十一月二十四日規則第七十七号)

- 1 この規則は、平成元年十二月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により交付されている合格証、許可書等の証票は、この規則による改正後の規則の規定により交付された証票とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成九年三月十日規則第四号）

- 1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成十年三月十二日規則第六号）

- 1 この規則は、平成十年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の岐阜県県営住宅条例施行規則の規定によってした請求、手続その他の行為は、改正後の岐阜県県営住宅条例施行規則の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（平成十六年九月十四日規則第八十号）

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成十六年十二月二十八日規則第二百二十二号）

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月三十一日規則第二十二号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年八月三十日規則第七十号）

この規則は、平成十九年九月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十日規則第十七号）

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第十八条、第十九条第二項、第十一号様式及び第二十六号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 平成十八年四月一日前に五十歳以上であつた者の公営住宅の入居者資格については、この規則による改正後の岐阜県県営住宅条例施行規則第一条の二第一号中「六十歳」とあるのは、「五十歳」とする。

附 則（平成二十四年八月一日規則第五十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年十二月二十五日規則第八十一号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年六月一日規則第七十七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岐阜県県営住宅条例施行規則第二十一条の二第四項の規定は、この規則の施行の日以後に開始する入居者の公募に応じて入居の申込みをした者に係る入居者の資格について適用し、同日前に開始した入居者の公募に応じて入居の申込みをした者に係る入居者の資格については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年十二月三日規則第二百二号）

この規則は、平成二十六年一月三日から施行する。

附 則（平成二十六年十月一日規則第八十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年一月四日規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年六月三十日規則第七十二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県県営住宅条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の同規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成二十九年十二月二十八日規則第百三号）

- 1 この規則は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、第十条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県県営住宅条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県県営住宅条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成三十一年二月十二日規則第四号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

第1号様式（第2条、第21条、第21条の4関係）

(表面)

住宅種別	抽選年月日	入居年月日	入居の事由	受付番号	書類審査	事情調査
※公営 特公賃 特別賃貸	※ 補充番号	※ 入居室番号	※ 一般・特定 ()	※	※	※
岐阜県知事 様		県営住宅入居申込書		年 月 日		
				フリガナ 氏 名		
次のとおり県営住宅の入居を申し込みます。						
申し込みをする右の団地のいずれかを○で囲んでください。	白木町 尾崎 荒崎 赤保木	近の島 田宮 ソビア・フラッツ	北方 夕陽ヶ丘 旭ヶ丘	加藤 野江 泉北	職業等	勤務先 名称 TEL () —
本 籍				所在地		
現住所	〒 () 方			勤務内容		
入居する家族(婚約者を含む)	続柄	フリガナ氏名	生年月日	職業	※年間所得金額	申し込み者と現住所の異なる者の現住所及び電話番号
	本人		明大昭平 . .			
			明大昭平 . .			
			明大昭平 . .			
			明大昭平 . .			
			明大昭平 . .			
			明大昭平 . .			
	計	人				
1 現在住んでいる住宅						
区分	(1) 自己所有の家 (2) 親、兄弟所有の家 (3) 勤務先の家(社宅等) (4) 公営住宅等(県・市・町・村・公社・公団)	(5) 一般の借家 (6) その他	種類	(1) 1戸建 (2) 長屋 (3) アパート (4) 寮	(5) 非住宅(住宅に改造したものは含まない) (6) その他	
2 現在の続柄・年令等同居している家	続柄	氏名	満年齢	職業	3 県税について (1) 課税されている。 完納(分納含む) ・課税された県税事務所名又は市町村名 () (2) 課税されていない。 ・理由 ()	※ 受 付 印
	本人					
	計	人				

◎裏面も記入してください

※収入基準額 (円 + 円) - (円 × 人 + 円) = 円
12 (所得階層 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ に該当)

(裏面)

4 現在住んでいる住宅で困っている理由(詳細に記入)	(1) 住宅でない建物(非住宅)	建物の状態		
	(2) 建物が保安上危険である。	危険な状態		
	(3) 衛生上有害である	理由		
	(4) 隣室(家)との境が風紀上良くない。	理由 出入口以外の廊下側の境及び隣室(家)との境	{ ペニア1枚の境 ふすま(障子)の境 土壁の境 その他の境 }	
	(5) 間取りと家族の関係から風紀上有害である。	理由		
	(6) 他の世帯と同居で不便である。	理由		
	(7) 立退き要求を受けている。	理由 口頭、文書、訴訟	立退き期限	年 月 日
	(8) 通勤が極めて不便である。	通勤経路	所要時間	時間 分
	(9) 収入に比較して家賃が高い	月額	円(食費・光熱水費等を除く。)	
	(10) 現在の住居では親族と同居できない。	理由		
	(11) 便所及び炊事場が極めて不便である。	理由	炊事用蛇口 大 便 器 小 便 器	個 個 個 世帯共用 世帯共用 世帯共用
	(12) 災害又は公共事業等による住居の除却等	理由		
	(13) その他	理由		
5 上記の状態は、年 月 日からである。				
現住所案内図(目標をわかりやすく)		現在の住まいの間取りを簡単に書いてください。(畳数も記入してください。)		
北 ↑				

- 備考 1 個人番号届出書(別記第1号様式の2)及び同意書(別記第1号様式の3)を添付すること。ただし、個人番号の提供を希望しない場合は、これらの書類に代えて収入を証する書類を添付すること。
- 2 納税証明書その他の県税を滞納していないことを証する書類を添付すること。
- 3 婚約者については、婚約証明書及び入居誓約書を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。
- 5 (番号)の欄は、該当するものを○で囲むこと。

第1号様式の3（第2条関係）

同 意 書

岐阜県知事 様

下記の者は、岐阜県住宅課が岐阜県県営住宅条例第13条に基づく事務手続を処理するために限って 年度の地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は、無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

団地名	棟	住戸番号

氏 名（自署）	生年月日			
	元号	年	月	日

- 備考 1 氏名欄は、同意する者自ら署名を行うこと。
2 代理人が署名する場合は、本人からの委任状を添付すること。

第2号様式（第4条、第21条、第21条の4関係）

入 居 許 可 証

第 年 月 日
号 日

様

岐阜県知事

印

県営住宅の入居を決定します。

記

1 住 宅 名	
2 所 在 地	〒
3 入居可能日	年 月 日
4 家 賃	円
5 敷 金	円
6 許可入居者数	人

(入居許可条件)

- 1 法令、岐阜県県営住宅条例及び岐阜県県営住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示命令等を遵守すること。
- 2 入居後は、当該住宅に係る一切の責任を負うこと。
- 3 公序良俗に反する行為を厳に慎むこと。
- 4 近隣と協調し、迷惑行為を行わないこと。
- 5 家賃は、定められた期日までに必ず納入すること。

(備考)

請書の提出及び敷金の納入をしない場合には、決定を取り消すことがあります。

第3号様式（第5条、第21条、第21条の4関係）

岐阜県知事 様

年 月 日
氏名 ㊟

請 書

年 月 日下記住宅の入居決定を受けましたので、入居の上は岐阜県営住宅条例及び岐阜県営住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示命令を堅く守ります。保証人は、入居者と連帯して家賃その他債務についてその義務を負担します。

家 賃		月 額		金 額		円	
建 物 表 示	所 在 地						
	住 宅 名						
	住 宅 番 号						
入 居 者	現 住 所						
	氏 名 等	㊟ 年 月 日 生				性 別	男 女
連 帯 保 証 人	現 住 所 <small>（法人にあつては、その主たる事業所の所在地）</small>					電 話 < >	
	氏 名 <small>（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</small>					局 番	
	生 年 月 日	年 月 日 生		性 別	男 女	入 居 者 と の 関 係	
	職 業 等	職 業			年 収 入	円	
	勤 務 先	所 在 地					電 話 < >
	名 称					局 番	

- 備考 1 保証人（個人である場合に限る。）の収入証明書を添付すること。
 2 保証人（個人である場合に限る。）は、入居者の債務を負担できる程度の収入があること。
 3 保証人の印鑑証明書を添付し、その印で押印すること。
 4 生年月日欄、性別欄、職業等欄及び勤務先欄にあつては、個人である場合のみ記入すること。

岐阜県知事 様

住 所
氏 名
電話番号

連帯保証人変更届

このことについて、下記のとおり連帯保証人が変更になりましたので、届け出ます。

記

建物表示	所在地						
	住宅名						
	住宅番号						
旧連帯保証人	氏 名 <small>（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</small>						
新連帯保証人	現住所 <small>（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）</small>					電話< > 局 番	
	氏 名 <small>（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</small>						
	生年月日	年 月 日生	性別	男 女	入居者との関係		
	職業等	職業	年 収 入		円		
	勤務先	所在地	電話< > 局 番				
	名 称						
変更の理由	1 旧連帯保証人の死亡 2 破産手続開始の決定 3 その他（ ）						

備考 生年月日欄、性別欄、職業等欄及び勤務先欄にあつては、個人である場合のみ記入すること。

第4号様式（第6条、第21条、第21条の4関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
氏 名 ④
電話番号

連帯保証人住所等変更届

このことについて、下記のとおり連帯保証人の住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）又は勤務先が変更になりましたので、届け出ます。

記

連帯保証人氏名 <small>（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</small>	住 所 <small>（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）</small>	勤 務 先	年 収	変更年月日	変 更 理 由
			円		

備考 勤務先欄及び年収欄にあつては、個人である場合のみ記入すること。

第 年 月 日 号

様

岐阜県知事

印

入居決定取消通知書

県営住宅の入居決定について、下記の事由により入居決定を取り消しましたので通知します。

記

- 1 入居決定取消年月日 年 月 日
- 2 対象入居決定
- 3 入居決定取消し事由

第6号様式（第8条、第21条、第21条の4関係）

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 印

県営住宅入居日通知書

さきに入居決定した県営住宅の入居日を、次のとおり決定しましたから通知します。

県営住宅名	
入居日	年 月 日

備考 家賃は入居日から徴収します。

（表面）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

印

電話番号

家賃・敷金減免申請書

次のとおり（家賃・敷金）の減免を申請します。

申請者の住宅	所在地	
	住宅番号	
現行家賃		
減免申請期間	年 月分から 年 月分まで	月間
理 由		

(裏面)

生活内容							
入居者及び家族の状況	氏名	続柄	満年齢	職業	年間所得金額	摘要	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
	計人					円	
	収入						円
支出額	療養のための支出額			計			
	災害による損害のための支出額						
						円	

注 1 収入を証明する書類を添付すること。

2 疾病により減免申請する場合は医師の発行する診断書及び医療費の証明書を、災害等により減免申請する場合は災害による損害の見積書その他支出額を証明する書類を、その他の理由により減免する場合は当該理由を証明する書類及び収入の変動が明らかであることを証明する書類を添付すること。

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

印

電話番号

家賃・敷金徴収猶予申請書

次のとおり（家賃・敷金）の徴収猶予を申請します。

申請者の住宅	所在地	
	住宅番号	
現行家賃		
徴収猶予を申請する期間	年 月分から 年 月分まで	月間
徴収猶予期間満了後における家賃等の納付方法		
理 由		

家賃・敷金減免承認書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



さきに申請された（家賃・敷金）の減免については、下記のとおり承認します。

記

徴収を減免する 住宅	所在地	
	住宅番号	
減免承認額		
減免後の家賃又は敷金	家賃	敷金 円 円
減免の期間	年 月分から 年 月分まで	

- 1 入居世帯員に増減があつたとき、入居世帯員の収入に増減があつたとき及び家賃の減免を必要としなくなつたときは直ちに届け出てください。

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

印

家賃・敷金徴収猶予承認書

さきに申請された（家賃・敷金）の徴収猶予について、次のとおり承認します。

徴収を猶予する 住宅	所在地	
	住宅番号	
徴収猶予の期間 及び金額	年 月分から 年 月分まで	家賃 金 円
徴収猶予期間満 了後における完 納方法		
備考		

第11号様式（第10条関係）

収 入 報 告 書

岐阜県知事 様

公営住宅法第16条第1項の規定に基づき、私及び同居者の 年 月 日から
年 月 日までの年間所得額（控除等を証する書類を含む。）を次のとおり報告します。

団地 県営 住宅

団地		県営		住宅		名義人コード		年 月 日	
自治体		住所		氏名		電話番号		氏名	
管理人名		氏名		性別		元号		生年月日	
続柄		同居・別居		氏名		性別		元号	
職業又は勤務先		電話番号		前年報告以後に転出又は転入		年間所得額		控除	
親族		老配老扶		特扶		障害		特障	
本人		1. 同居 2. 別居		1. 男 2. 女		明治 大正 昭和 平成		年 月 日 転出・転入	
		1. 同居 2. 別居		1. 男 2. 女		明治 大正 昭和 平成		年 月 日 転出・転入	
		1. 同居 2. 別居		1. 男 2. 女		明治 大正 昭和 平成		年 月 日 転出・転入	
		1. 同居 2. 別居		1. 男 2. 女		明治 大正 昭和 平成		年 月 日 転出・転入	
		1. 同居 2. 別居		1. 男 2. 女		明治 大正 昭和 平成		年 月 日 転出・転入	
		1. 同居 2. 別居		1. 男 2. 女		明治 大正 昭和 平成		年 月 日 転出・転入	
		1. 同居 2. 別居		1. 男 2. 女		明治 大正 昭和 平成		年 月 日 転出・転入	

備考 個人番号届出書(別記第1号様式の2)を添付すること(前年に添付した者を除く。)。ただし、個人番号の提供を希望しない者は、収入を証する書類を添付すること。

第 号
年 月 日

様

家 賃 通 知 書

住	宅	番	号

岐阜県知事



岐阜県県営住宅の使用料を下記のとおり通知します。

認定年度	
------	--

所得額合計	控除額合計	認定月額	現行家賃

続 柄	収 入 該 当 者	所 得 額

家賃月額	適用開始年月

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

印

電話番号

収入認定に対する意見申出書

さきに通知されました収入認定に対して意見を申し出ます。

通知された家賃額	
認定された収入額	
申 出 理 由	

添付書類 収入を証する書類

第14号様式（第11条、第21条、第21条の4関係）

管理人経由




年 月 日

岐阜県知事 様

住宅所在地

住宅名・住宅番号

TEL () -

入居者氏名 

同居人異動届

次のとおり同居人に異動を生じましたので、届け出ます。

届出人との続柄	氏名	生年月日	勤務先	年収 円	死亡退去の別	異動年月日	異動理由

備考 異動を生じた者だけを記入し、異動後の住民票の写しを添付すること。

第15号様式（第11条、第21条、第21条の4、第26条関係）

管理人経由
印

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
氏 名
電話番号

印

住 宅 使 用 一 時 中 止 届

次のとおり県営住宅の使用を一時中止しますから、届け出ます。

住宅使用中止の期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
理 由		
住宅使用中止の期間 の連絡先		

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



住宅使用一時中止承認書

さきに申請された住宅使用一時中止届について、次のとおり承認します。

住宅使用を一時 中止する住宅	所在地	
	住宅番号	
住宅使用中止の 期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間

第17号様式（第12条、第21条、第21条の4関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
氏 名
電話番号



同 居 承 認 申 請 書

下記の者を同居させたいので承認されるよう申請します。

記

届出人との続柄	氏名	生年月日	勤務先	年 収	異 動 年月日	異動理由
				円		

添付書類 異動後の住民票

個人番号届出書（別記第1号様式の2）

同意書（別記第1号様式の3）

備考 1 異動を生じた者だけを記入すること。

2 個人番号の提供を希望しない場合は、個人番号届出書及び同意書に代えて収入を証する書類を添付すること。

管理人経由
印

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

印

電話番号

県営住宅入居承継申請書

次のとおり県営住宅の入居を承継したいので承認されるよう申請します。

承継する住宅	団 地 名	棟 別	部 屋 番 号			
現名義人と申請人との続柄	現名義人					
	氏 名	続柄				
申請人が、この住宅に居住した期間	入居期日	年	月	日	～	年 月
承継理由の生じた日	年 月 日					
理 由						
入居者及び家族の状況	氏 名	続 柄	生年月日	職 業	年間所得金額	同別居の別
					円	同居・別居
	収 入					

注1 申請者と入居者との続柄が判明する書類を添付すること。

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



県営住宅入居承継通知書

次のとおり住宅入居承継を承認する。

入居承継を承認する住宅	所在地	
	住宅番号	
家賃及び敷金の額	家賃	月額 金 円
	敷金	金 円
入居承継者氏名		
承継者家族数		

収受年月日

受付印

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

印

電話番号

県営住宅模様替え（増築）承認申請書

次のとおり県営住宅の模様替え（増築）をしたいので承認されるよう申請します。

記

模様替え（増築）の 名称	
使用場所及び面積	（別紙設計図のとおり）
工事予定期間	年 月 日 } 日（月）間 年 月 日
模様替え（増築）を する目的及び理由	
住宅明渡しの場合 の処置	・申請者の負担により現状に回復します。 ・
連 絡 先	自宅の電話 会社の電話 （名称 ）

式（第15条関係）

収入超過者認定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

印

さきの収入報告による調査の結果、あなたの世帯の収入額は、岐阜県県営住宅条例第24条第1項に規定する収入基準を超過していますので住宅を明け渡すよう努めてください。

記

認定年月日	年 月 日
-------	-------

所得額合計	控除額合計	認定月額
円	円	円

続柄	収入該当者	所得額
本人		

高額所得者認定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



さきの収入報告による調査の結果、あなたの世帯の収入額は、高額所得者に該当しておりますので、岐阜県県営住宅条例第24条第2項の規定により通知いたします。なお、高額所得者に該当するかたは、規定により住宅を明け渡していただくことになっておりますので申し添えます。

記

認定年月日	年 月 日
-------	-------

所得額合計	控除額合計	認定月額
円	円	円

続柄	収入該当者	所得額
本人		

第 年 月 日 号

様

岐阜県知事

印

高額所得者に対する公営住宅明渡請求書

岐阜県公営住宅条例第26条第1項の規定により、下記のとおり公営住宅の明渡しを請求します。

記

1 明渡請求住宅

県営 住宅 棟 階 号

2 住宅明渡期限

年 月 日

ただし、岐阜県公営住宅条例第26条第3項の規定により、次のいずれかに該当する場合には、申出によりこの期限を延長することができます。

- (1) 入居者が疾病にかかったとき。
- (2) 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (3) 入居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。
- (4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

3 住宅の明渡請求事由

岐阜県公営住宅条例第26条第1項の規定により、高額所得者に認定されたこと。

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

印

電話番号

公営住宅明渡期限延長申請書

年 月 日付け 第 号をもって公営住宅の明渡請求を受けましたが、岐阜県公営住宅条例第26条第3項の規定により次の明渡期限の延長をされるように申請します。

明渡期限	年 月 日
明渡延長期限	年 月 日
理由	

第25号様式（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

印

公営住宅明渡期限延長承認書

年 月 日付けで申請のあった公営住宅明渡期限の延長については、岐阜県公営住宅条例第28条第3項の規定により次のとおり承認します。

明渡延長期限	年 月 日
--------	-------

第26号様式（第20条、第21条の4関係）

岐阜県知事 様

年 月 日

住 所
氏 名 ㊟
電話番号

県営住宅家賃減額申請書

年度県営住宅の家賃の減額の適用を受けたいので、下記のとおり申請します。
記

1 入居者及び同居親族等

	続柄	氏 名	生年月日	年齢	勤務先の名 称等 (電話番号)	同 基 居 礎 扶 控 養 除	特別控除対象者 (該当事項に○印を記入)				
							老配 老扶	特 扶	障 害	特 障	寡
入 居 親 族	本人										
外親 扶族 養											

2 添付書類

- (1) 入居者全員の住民票の写し（続柄等の記載されたもの）
- (2) 入居家族の中で収入のある者の全員の市町村長の発行する最近の市民税等の課税証明書
（扶養控除等の記載されたもの）
※ 前年1月2日以降に就職された方は別途、最近の収入等を証する書類が必要となります。
- (3) 15歳以上の扶養親族のある場合にあつては、その者について扶養を証する書類（健康保険証（国民健康保険証を除く）の写し等）
- (4) 特別控除対象者がいる場合にあつては、その者が特別控除対象者に該当することを証する書類
（対象者及び程度を証する手帳の写し等）
- (5) その他特に必要と認める書類

(記載上の注意)

- 1 この申請書に記載する年度の区分は、家賃減額の対象となる最初の月が属する年度としてください。
- 2 継続入居者の方の申請書に記載する年齢は、今年の10月1日現在の満年齢を記入してください。

第27号様式（第21条、第21条の4関係）

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

印

県営住宅家賃減額承認書

年 月 日付けで申請のあつた家賃減額申請については、岐阜県県営住宅条例施行規則第20条第2項の規定により次のとおり承認します。

家賃減額期限	年 月 日から 年 月 日まで
家賃額	円

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名



電話番号

公 営 住 宅 使 用 許 可 申 請 書

岐阜県県営住宅条例第37条の規定による公営住宅の使用について、下記のとおり申請
します。

記

使用団体名	
代表者名	
住 所	
社会福祉事業に 活用する理由	
社会福祉事業の 概要	
活用開始希望日	年 月 日

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

印

公 営 住 宅 使 用 許 可 書

年 月 日付けで申請のあった公営住宅使用許可申請については、岐阜県県営住宅条例第37条の規定により次のとおり許可します。

なお、使用にあたっては下記事項を遵守してください。

使用開始許可日	年 月 日
使用期限	年 月 日
使用料	月額 円

（使用許可条件）

- 1 法令、岐阜県県営住宅条例、岐阜県県営住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示命令等を遵守すること。
- 2 入居後は、当該住宅に係る一切の責任を負うこと。
- 3 公序良俗に反する行為を厳に慎むこと。
- 4 近隣と協調し、迷惑行為を行わないこと。
- 5 使用料は定められた期日までに必ず納入すること。

県営住宅駐車場使用許可申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

入居者氏名

自動車所有

(使用)者氏名

印

下記のとおり県営住宅駐車場を使用したいので使用許可を申請します。

記

使用目的	自動車保管場所として			
使用場所				
保管台数				
保管する自動車	自動車登録番号	車名	型式	車台番号

添付書類 1 誓約書

管理人経由
印

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
氏 名
電話番号

住 宅 明 渡 届

次のとおり住宅を明渡しますから検査されるように届け出ます。

明 渡 住 宅	所 在 地	
	住 宅 番 号	
明 渡 期 日	年 月 日	
検 査 希 望 期 日	年 月 日 時	
移 転 先	住 所	_____
	電 話	_____
連 絡 先	電 話	
理 由	自己の都合による	明渡要求による

- 注) 1 この届は、明渡期日の20日前までに、住宅管理人に提出してください。
2 連絡先は検査期日等を打ち合わせるのに必要ですから、昼間に連絡できる電話番号を明記してください。

第32号様式（第29条関係）

表 面

8.5cm		5.5cm
番 号	岐阜県県営住宅条例第48条に基づく県営住宅検査員証	
職 氏 名		
年 月 日	岐阜県知事 氏 名 印	

裏 面

<p>岐阜県県営住宅条例</p> <p>(抜粋)</p> <p>第48条 知事は県営住宅の管理上必要があると認めるときは、その職員をして県営住宅を検査させ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。</p> <p>2 前項の検査において、現に使用している県営住宅に立ち入るときは、あらかじめ県営住宅の入居者の承諾を得なければならない。</p> <p>3 第1項の規定により検査に当る職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを掲示しなければならない。</p>
--

県営住宅家賃等滞納整理実施要領

第1 目的

この要領は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）及び岐阜県県営住宅条例（昭和35年3月24日岐阜県条例第2号、以下「条例」という。）に基づき、県営住宅を適正に管理するため県営住宅の家賃及び駐車場使用料（以下「家賃等」という。）の滞納整理事務に関して必要な事項を定める。

第2 入居中の者に対する滞納整理

一 文書催告等

イ 督促状

納期限までに家賃等が納入されない場合、入居名義人に対し、督促状（様式1）を送付する。

ロ 納入依頼書

家賃等を3ヶ月以上滞納している者及びその者の連帯保証人に対して、納入依頼書（様式2及び3）を送付する。ただし、納入誓約書（様式4）の提出等により、滞納状況の改善が見込まれる場合は、送付を猶予することができる。

ハ 納入催告

家賃等を6ヶ月以上滞納し、その改善が見込まれない者に対し、概ね2ヶ月以上の納入期限を定めて住宅の納入催告（様式5）を行うとともに、その者の連帯保証人に対して、その写しを送付する。

また、納入催告後、必要に応じ、滞納者及びその者の連帯保証人に対し面談を行う。

ニ 賃貸借契約の解除及び明渡請求

納入期限日に6ヶ月以上の滞納が継続している者に対して、納入期限の属する月の末日をもって賃貸借契約を解除することを県営住宅賃貸借契約解除通知書（様式6）により通知し、住宅の明渡しを請求する。

ただし、納入誓約書（様式4）の提出等により、滞納状況の改善が見込まれる場合は、送付を猶予することができる。

ホ 警告の実施

賃貸借契約を解除した後、滞納状況が改善しない者に対しては、必要に応じ、1ヶ月の納入期限内に納入がない場合は明渡請求等を請求内容とした訴訟を提起する旨の警告を実施する。

ヘ 訴訟及び強制執行

賃貸借契約を解除した後、滞納家賃等の納入がなく、かつ、住宅の明渡しがない者に対して、訴訟を提起する。

なお、判決を得たにも拘わらず明渡しに応じない者に対しては、強制執行を行う。

二 納入誓約書の変更

家賃等を滞納する者から前項ロ及びニにより提出した納入誓約書（様式4）記載の納入誓約期日の延長又は納入額の減額の申し出があったときは、従前の誓約が履行されている場合その他特別な事情がある場合に限り、その申し出を認めることができる。

三 催告

滞納者すべてに対して、臨宅、電話及び文書等により、毎月催告を実施する。

なお、臨宅催告時に不在の場合は、不在催告書（様式7）を差し置く。

四 滞納者の管理

滞納整理状況を把握するため、県営住宅家賃滞納整理票（様式8）を作成し、管理する。

第3 退去者に対する滞納整理

一 誓約書

家賃等を滞納したまま退去する者（以下「退去滞納者」という。）に対して納入誓約書（様式9）を徴し、管理する。

二 文書催告等

イ 納入依頼書

前項の誓約が履行されない場合、退去滞納者及びその者の連帯保証人に対し、当該履行期限から3ヶ月以内に、納入依頼書（様式10及び11）を送付する。

ロ 民間事業者への委託

納入依頼書送付後、家賃等の納入がない場合は、必要に応じて、県が委託する民間事業者へ債権の回収事務を委託することができる。

ハ 催告等

県が委託する民間事業者の回収事務が中止となった債権又は、民間事業者に委託していない債権については、随時、文書催告、電話催告等を行う。

三 退去者の管理

滞納整理状況を管理するため、県営住宅家賃滞納整理票（様式8）を作成し、管理する。

第4 不納欠損処分

県営住宅を退去（無断退去を含む。）し、消滅時効が完成した者について、「県営住宅使用料の不納欠損処分取扱基準」（平成16年4月1日施行）により不納欠損処分を行うことができる。

第5 事務の代行

県は、この要領に規定する事務を、管理代行者及び指定管理者に代行させることができる。

ただし、次に掲げる事務を除く。

一 管理代行者

第2第一項イ、ホ、ヘ及び第3第二項ロ並びに第4に規定する事務

二 指定管理者

第2第一項イ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び第3第二項ロ並びに第4に規定する事務

第6 報告

管理代行者及び指定管理者は、納入依頼書を送付した場合及び明渡請求を行った場合は、納入依頼書送付実施報告書（様式任意）及び明渡請求実施報告書（様式12）により県へ報告する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から適用する。
- 2 県営住宅滞納整理実施要領（平成4年8月24日）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年11月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 平成29年3月31日までに改正前の第2一ハの規定により明渡請求を実施した者に対する貸借契約の解除については、改正後の第2一二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式 1

〒
県営 住宅 棟 号
様

督促状（家賃）

岐阜県知事

以下の金額は納期限までに完納されていないので、至急納入してください。

平成 年 月 日現在		平成 年 月分	
請求金額			
	内訳 延滞金額 延滞金		
納入期限	平成 年 月 日		

（備考）

- この督促状の金額を納めるときは、先に送付済の納入通知書により納めてください。納入通知書を無くしたときは、次の連絡先へ再発行を申し出てください。
- この督促状の到達前に納入済みの場合は、行き違いですから、ご了承願います。

<連絡先>

第 号
平成 年 月 日

県営 住宅 棟 号室
様

(管理代行者又は指定管理者) 長

あなたが入居されている県営住宅の家賃が、平成 年 月 日現在（平成 年 月分家賃まで）下記のとおり滞納になっておりますので、平成 年 月 日までに納入してください。

納入通知書（家賃の振込用紙）を紛失された場合は、再発行して送付しますので、下記連絡先までご連絡ください。

なお、同様の文書を連帯保証人宛て送付していること、納入がなく **滞納家賃が6ヶ月分となった場合は明渡請求を行います**ので申し添えます。

記

1 滞納家賃の状況（平成 年 月 日現在）

内 訳	滞納額（円）
平成 年 月 日分	円
平成 年 月 日分	円
平成 年 月 日分	円
合 計	円

2 連絡先

(管理代行者又は指定管理者)

※ この通知書の到達前に納入されている場合は、ご了承願います。

第 号
平成 年 月 日

(連帯保証人) 様

(管理代行者又は指定管理者) 長

あなたは、県営 住宅 棟 号室に入居されている（入居名義人）様の連帯保証人となっておりますが、（入居名義人）様に関しましては、県営住宅の家賃が、平成 年 月 日現在（平成 年 月分家賃まで）下記のとおり滞納になっておりますので、平成 年 月 日までに納入してください。

納入通知書（家賃の振込用紙）を紛失された場合は、再発行して送付しますので、下記連絡先までご連絡ください。

なお、同様の文書を（入居名義人）様あて送付しておりますこと、納入がなく **滞納家賃が6ヶ月分となった場合は明渡請求を行います**ので申し添えます。

記

1 滞納家賃の状況（平成 年 月 日現在）

内 訳	滞納額（円）
平成 年 月分	円
平成 年 月分	円
平成 年 月分	円
合 計	円

2 連絡先

(管理代行者又は指定管理者)

※ この通知書の到達前に納入されている場合は、ご了承願います。

平成 年 月 日

岐阜県知事 様

県営 住宅 棟 号室
氏名 ⑩
電話 () ー

住宅家賃納入誓約書

私は、現在入居している住宅家賃を滞納しており、その理由は次のとおりです。滞納家賃については、今後下記のとおり納入します。

また、誓約日以降毎月の住宅家賃は、その月の納期限（月末）までに納入します。

これに違反したときは、賃貸借契約を解除されても異議ありません。

記

1 滞納家賃

平成 年 月 ～ 平成 年 月分

滞納金額合計 _____ 円（内訳は裏面のとおり）

2 滞納した理由

3 滞納家賃の支払い方法

・裏面のとおり

（記入裏面によりがたいときは下段に記入してください。）

第 号
平成 年 月 日

(住所)

県営 住宅 棟 階 号室
様

(管理代行者) 長

滞納家賃の納入催告について

あなたは、下記住宅を賃借されていますが、長期にわたり家賃を滞納し、再三の請求によっても改善されません。よって、下記滞納家賃を 年 月 日までに納入されますよう催告します。
この期限内に納入がないときは、 年 月末日をもって本件建物賃借契約を解除し、住宅の明渡請求を行うことを申し添えます。

記

1 対象住宅

県営 住宅 棟 階 号室

2 滞納額 (年 月 日現在)

ヶ月 円

県営住宅賃貸借契約解除通知書

第 号
平成 年 月 日

(住所)

県営 住宅 棟 号室
様

(管理代行者) 長

あなたは住所地の県営住宅を賃借しながら、 年 月 日現在金 円
(ヶ月分)の家賃を滞納されています。また、これまで再三にわたり家賃の支払いを督促してきましたが、あなたは、一向に滞納状態を解消されず、滞納額を増加させておられますので、賃貸人岐阜県との信頼関係を著しく損壊したと言わざるをえません。

よって、民法、公営住宅法及び岐阜県県営住宅条例等に基づき、 年 月末日をもって、本件建物賃貸借契約を解除することを通知します。

契約解除後は、速やかに住宅を明け渡してください。その場合、(管理代行者)に明渡し実施日を連絡し、明渡しの手続きを執ってください。なお、滞納家賃の支払いの意思がある場合はご連絡ください。

平成 年 月 日

県営 住宅 棟 号室
様

(管理代行者又は指定管理者) 長

家賃の滞納について

あなたの県営住宅家賃が下記のとおり滞納となっていることから、本日お伺いしましたが、不在のため事情聴取することができませんでした。

つきましては、今後の納入方法などについて下記までご連絡くださるようお願いします。

記

滞 納 月 数 月

滞 納 合 計 金 額 円

連絡先

○ (管理代行者又は指定管理者)

〒

住所

電話

※ すでに納入されている場合は、ご了承ください。

平成 年 月 日

岐阜県知事 様

県営 住宅 棟 号室
氏名 ④
電話 () -

住宅家賃納入誓約書

私は、県営 住宅の家賃を 円滞納したまま退去しましたが、家賃滞納については、下記納入誓約期日により必ず支払うことを誓約します。

なお、万一違約したときは、連帯保証人への請求について何ら異議を申しません。

記

- 1 滞納月数・額 ヶ月 円
- 2 移転先住所 電話番号等 連絡先
- 3 滞納家賃の支払い方法

・裏面のとおり
(裏面によりがたいときは下段に記入してください。)

送付先

(管理代行者又は指定管理者)

〒

住所

電話

滞納家賃の納入誓約期日

内 訳	滞納家賃 (円)	納入誓約期日	備 考
平成 年 月分		平成 年 月 日	
平成 年 月分		平成 年 月 日	
平成 年 月分		平成 年 月 日	
平成 年 月分		平成 年 月 日	
平成 年 月分		平成 年 月 日	
平成 年 月分		平成 年 月 日	
平成 年 月分		平成 年 月 日	
平成 年 月分		平成 年 月 日	
平成 年 月分		平成 年 月 日	
平成 年 月分		平成 年 月 日	
平成 年 月分		平成 年 月 日	
平成 年 月分		平成 年 月 日	
平成 年 月分		平成 年 月 日	
平成 年 月分		平成 年 月 日	
平成 年 月分		平成 年 月 日	
平成 年 月分		平成 年 月 日	
平成 年 月分		平成 年 月 日	
平成 年 月分		平成 年 月 日	
平成 年 月分		平成 年 月 日	
平成 年 月分		平成 年 月 日	
平成 年 月分		平成 年 月 日	
平成 年 月分		平成 年 月 日	
合 計		—	—

様

(管理代行者又は指定管理者) 長

あなたは、県営 住宅の家賃を下記のとおり滞納したまま、退去しており、再三の督促にもかかわらず、未だに納入されていません。速やかに納入されますよう重ねて催告します。

記

1 滞納家賃の状況 (平成 年 月 日現在)

内 訳	滞納額 (円)
平成 年 月 日分	円
平成 年 月 日分	円
平成 年 月 日分	円
合 計	円

2 連絡先

(管理代行者又は指定管理者)

※ この通知書の到達前に納入されている場合は、ご了承ください。

第 号
平成 年 月 日

(連帯保証人) 様

(管理代行者又は指定管理者) 長

あなたが連帯保証人となっておられる (入居名義人) 様が、県営 住宅の家賃を下記のとおり滞納したまま退去されました。

滞納家賃は下記のとおり滞納になっておりますので、同封した納入通知書により平成 年 月 日までに納入してください。

記

1 滞納家賃の状況 (平成 年 月 日現在)

内 訳	滞納額 (円)
平成 年 月分	円
平成 年 月分	円
平成 年 月分	円
合 計	円

2 連絡先

(管理代行者又は指定管理者)

※ この通知書の到達前に納入されている場合は、ご了承ください。

